

申告により、市・都民税が減額になる場合があります

対象となる方は申告をお忘れなく！

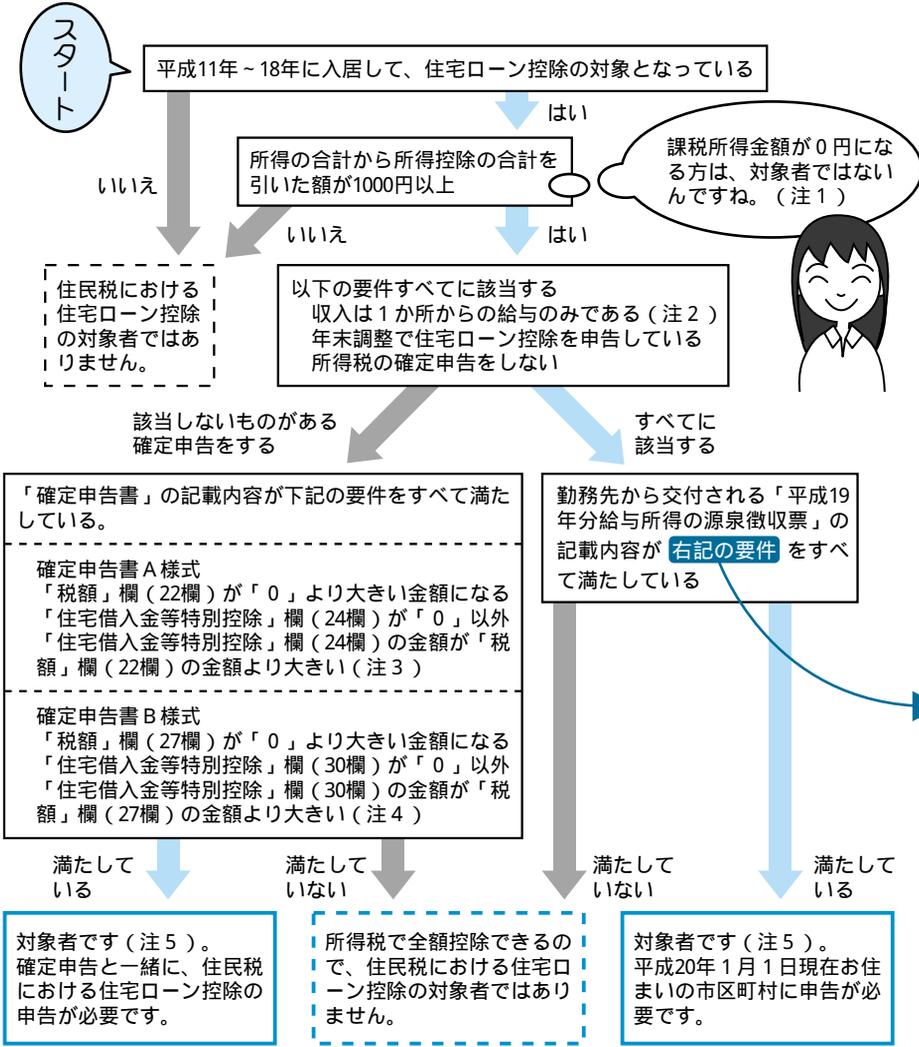
平成19年から始まった税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成11年から平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある方や、以前から所得税で控除しきれない住宅ローン控除額があったが、税源移譲によりその額が増えた方は、申告により翌年度の市・都民税（所得割）から

控除できる場合があります。

給与所得者の方で、市・都民税において税額控除の対象となるかどうかについては下図で確認して下さい。

申告会場等についての詳細は本紙1月11日号または町田市ホームページをご覧ください。問 市民税課 ☎724・2114、2117、町田市コールセンター ☎724・5656

私は住民税における住宅ローン控除の対象者？



「収入は1か所からの給与のみ」(注2)で「年末調整で、住宅ローン控除を申告しており」、「確定申告をしない方」は

源泉徴収票の下記の3項目をご確認下さい！

まず、お手元に『平成19年分 給与所得の源泉徴収票』をご用意下さい。下記の要件～のすべてに該当する場合は、申告をすることにより、住民税での控除を受けられる可能性があります。

氏名	氏名(受給者番号)	氏名(フリガナ)	氏名(役職名)
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額
給料・賞与	千円	円	円
控除対象配偶者の有無	配偶者特別控除の額	扶養親族の数(配偶者を除く)	障害者の数(本人を除く)
有	千円	人	人
無	千円	人	人
国民年金保険料等の金額	国民年金保険料等の金額	配属者の合計所得	配属者の合計所得
円	円	円	円
居住開始	平成15年11月22日	居住開始年月日	記載されていることを確認して下さい。
住所(居所)又は所在地	氏名又は称	氏名又は称	(電話)

要件

：源泉徴収税額（所得税の金額）が『0円』である

確認 『源泉徴収税額』の欄(上図に該当)には、住宅ローン控除の額を差し引いた後の金額を記載することとなります。そのため、所得税(ここで言う源泉徴収税額)の金額が100円以上の場合は、所得税から、住宅ローン控除の額を、満額差し引くことができたこととなります。よって、源泉徴収税額が100円以上の場合は、住民税における住宅ローン控除を受けられる要件を満たしません。

：『住宅借入金等特別控除の額』の欄に金額の記載がある

確認 『住宅借入金等特別控除の額』の欄(上図に該当)には、平成19年分の所得税(ここで言う源泉徴収税)を算出する上で、控除した住宅ローン控除の額を記載することとなります。平成11年～18年に入居し、年末調整の際に勤務先で住宅ローン控除の申告をされた方で、欄に記載がない場合は、勤務先にご確認下さい。

：『住宅借入金等特別控除可能額』が欄の額より大きい金額である

確認 摘要欄の『住宅借入金等特別控除可能額』(上図に該当)には、住宅ローン控除が所得税の算出税額を超えるため、年末調整で控除しきれない控除額がある場合に、住宅ローン控除額を記載することとなります。例えば、住宅ローン控除額が30,000円あって、そのうち、所得税から控除できた金額が、20,000円だった場合は、欄には20,000円、欄には30,000円と記載されます。なお、記載された金額等についてご不明な点がある方は、勤務先にご確認下さい。

町田税務署からのお知らせ

問 ☎728・7211(代表)

確定申告は国税電子申告・納税システム(e Tax)をご利用下さい

e Taxのメリット
ホームページからカンタン申告 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から直接電子申告ができます。

最高5000円の税額控除
本人の電子署名及び電子証明書を送付して期間内(注)に所得税の確定申告をe Taxで行うと、最高5000円の所得税の税額控除を受けられることができます。

所得税・個人消費税・贈与税の申告書の作成・提出会場は「ぼっぽ町田」です
平成21年3月16日までです。添付書類が提出不要 所得税の確定申告をe Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、提出に代えて、記載内容を入力して送信できるようにしました(確定申告期限から3年間、添付書類の提出又は提示を求められることがあります)。

還付金がスピーディー
Taxで申告された還付申告は早期処理しています。**国税庁ホームページで確定申告書の作成ができます!**
国税庁ホームページには、所得税・消費税等の確定申告書、贈与税の申告書を作成できる「確定申告書等作成コーナー」があります。手軽に自宅等のパソコンで確定申告書等を作成し、プリントアウト

トしたものをそのまま税務署に提出することができます。ぜひご利用下さい。

また、e Taxをご利用いただくと、国税庁ホームページで作成した申告書データ(贈与税は除く)に電子証明書を送付して、そのまま送信することもできます。

国税庁ホームページ(http://www.nta.go.jp/taxanswer/e Tax) ホームページ(http://www.e tax.nta.go.jp)

所得税・個人消費税・贈与税の申告に際して、相談が必要な方は「ぼっぽ町田」をご利用下さい。

設置期間 2月1日(金)～3月17日(月)の月々金曜日、2月24日(日)及び3月2日(日)

前記以外の土・日曜日及び祝日は行っていません。開設時間 午前9時～午後5時(混雑状況により、早めに締め切る場合があります)所在地 原町4・10・20 駐車場は有料です。

前記の期間中、町田税務署の庁舎内には、申告書の作成会場は設置していません。**木曾地区の住居表示実施について**
平成19年12月1日付で、木曾地区の住居表示が実施されましたが、税務署から送付する申告書用紙は旧住所の印字で送付します。送付された申告書用紙はそのままお使いいただけますが、ご提出の際は新住所を記載していただき、すようお願いいたします(変更内容に伴う届出等は必要ありません)。

のでお車での来場はご遠慮下さい。問 東京税理士会町田支部 ☎29・0777

税理士会が行う小規模納税者の方等のための確定申告無料相談日程表

開催日	会場	受付時間
2月6日(水)～7日(木)	堺市民センターホール	9:30～11:00
2月7日(木)～8日(金)	小山市民センターホール	
2月13日(水)～14日(木)	南市民センターホール	13:00～15:00
2月14日(木)～15日(金)	忠生市民センターホール	
2月19日(火)～20日(水)	なるせ駅前市民センターホール	13:00～15:00
2月20日(水)～22日(金)	鶴川市民センターホール	